

2014年 1月17日

議会基本条例 条文提案用紙

会派名（ 日本共産党 ）

提案条文

第3章 市民と議会の関係

（市民の声を反映させる議会）

第6条 議会は、議案・請願・陳情等について、適切、誠実に審議・審査するものとする。

2 議会は、議案・請願・陳情等の審議・審査に当たって、必要に応じて、市民等の意見を聴く機会を設ける。

3 請願・陳情を提出した代表者は、趣旨について委員会において陳述することができる。

4 議会は、公聴制度を積極的に活用し、市民等の意見を聴取する機会の確保に努める。

5 議会は、参考人制度を積極的に活用して、市民等の専門的又は政策的学識等を聴取する機会の確保に努める。

6 議会は、条例提案等の政策提言をするに当たって、関係者等との懇談やその他の手段により、意見を聴く機会を設けることができる。

（広報活動）

第7条 議会は、市民への説明責任を果たすため、議会報告会を年1回以上開催するものとする。

2 議会報告会に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。

第8条 議会は、市議会ホームページ等の情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制整備並びに議会広報活動の充実強化に努めるものとする。

※下線部分が訂正箇所

条文の要旨・解説・提案理由等

1. 「第3章 市民と議会の関係」の規定に、「第5章 広報・広聴活動」の規定を盛り込む条例（案）について提案する。
2. （請願・陳情）第8条について、「市民と議会との関係」、（市民の声を反映させる議会）では、憲法でも請願権が明記されていることなど位置づけが高いと考えられるため、第6条の最初に持ってきたほうが良いのではないかと考える。
3. 第6条・3項に、「誠実に処理するものとし」との文言が、第8条に「誠実に審査するもの」と同じような表現であり、整理するために、（請願・陳情）の文言は削除して、議案も含めて、誠実に審議・審査とした。また、3項は、「誠実に処理」することと、その審議・審査に当たって、「必要に応じて、市民等の意見を聴く機会を設ける」との2つのことが、一つの項目に書かれているため、3項は、市民の意見を聴くことができることを規定する項目にしたほうがわかりやすいのではないかと考える。
4. （請願・陳情）の規定を第6条に入れた関係から、請願・陳情の審査での陳述の規定を、第6条の中の項目として入れ込み、審議・審査に関係する項目を先にもってくるように整理した。
5. 4項の議会の条例提案等については、「その他の手段」として、逐条解説において具体的に明記する。パブリックコメントだけではなくアンケートなども考えられるため。パブリックコメントができる論拠を条例上明記することとする。
議会が行うパブリックコメントについては、議会費を活用することも考えて議員の条例提案は全会派一致のものを基本とする。
「できる」規定は、市民の意見を聴くことは当然必要だが、パブリックコメントなどを義務付けた場合に条例提案権を制限することにもなりかねないことから、義務規定ではなく「できる」規定とした。
6. （広報活動）を新たに明記する。条例の文言は、基本的な考えを示した。（流山市の条文を参考）逐条解説で具体的に明記する。日本共産党としては、広報委員会を常任委員会として立ち上げることを提案したい。この間も、市民からの陳情審査で、議会報編集委員会で議論することになったものがあり、議会報は非公開で行われているため、正式な委員会とすることが望ましいと考える。他市の先進例も調査・研究できるようにし、「議会報告会」の広報などの担当も行うこととする。

以上

平成26年 1月17日

議会基本条例 条文提案用紙

会派名 (小金井市議会民主党)

提案条文

(会派)

第4条 議員は議会活動を行うため、会派を結成できるものとする。

2 会派は、同一の理念を共有する議員で構成する。

3 議員は、1人の場合においても会派として届けることができる。

4 議会は、議会運営等において少数会派を尊重し、会派間の公平性を確保する。

5 会派は、議会運営及び政策立案等に関し・・・(変更なし)

6 議会は、円滑な議会運営のために、必要に応じて会派代表者会議を開くことができます。

条文の要旨・解説・提案理由等

第4条について

1項：改革連合案の「結成できるものとする」できる規定に修正。

2項：「同一の理念を共有する」に変更した。基本的に会派は複数の議員で構成する基本を確認したい。

3項：2項を理念と構成に分割し3項を追加した。小金井市議会では、少数会派を尊重し、一人会派を例外的に認めてきたことは尊重したいと考えています。

4項：変更なし。

5項：会派代表者会議を条例に規定せず、現在の運用を尊重したいと考えています。

議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

提案条文

(災害時の支援)
第〇〇条 議長は、小金井市災害対策本部条例(昭和 38 年条例第 40 号)により小金井市災害対策本部が設置されたときは、これを支援するため、小金井市議会災害対策支援本部を設置することができます。

各会派の意見 (記入しきれない場合は裏面をご使用ください)

自由民主党	
日本共産党	
公明党	
市議会民主党	これまで記述がなかった災害対策本部の設置について、どの章に追加するのかも含め、各会派の皆さんの考えを伺ってみたいと思います。
みんなの党	
生活者ネット	
改革連合	
市民自治	
市民会議	
こがおも	

議会基本条例 提案条文に対する各党派意見集約用紙

提案条文

7条 市民は、請願及び陳情を、議会に提出することとする。
(8条を、7条とする)

9条 (7条の条文を9条とする)

8条 広報に関する条文を、(議会報やHPなど)

各党派の意見 (記入しきれない場合は裏面をご使用ください)

自由民主党	
日本共産党	
公明党	
市議会民主党	
みんなの党	
生活者ネット	議会の役割と、6条を規定しているため、7条は市民の権利を規定する。 (元8条) 流いの整理
改革連合	
市民自治	
市民会議	
こがおも	

議会基本条例策定代表者会議資料

平成24年 1 月 10 日

議会基本条例 条文提案用紙

会派名 (生活者ネットワーク)

提案条文

広報に関する条文の新設

条文の要旨・解説・提案理由等

- ・議会報の充実
- ・HPの充実
- ・市議会ハンドブックの活用
- ・請願・陳情の審査結果の公開と市長への送付
- ・議員室の公開
- ・資料の公開

平成 26年 1月 10日

議会基本条例 条文提案用紙

会派名 (改革連合 五十嵐京子)

提案条文

(広報活動の充実)

第9条 議会は、市民の知る権利に應えるため、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう、多様な方法を用いて、広報活動の充実に努めなければならない。

条文の要旨・解説・提案理由等

未確定だった広報広聴の項目を、第9条として(市民と議会の関係)に入れる提案です。章として独立させるまでもないのではという判断ですが、あとは皆様のご意見を伺ってみたいと思います。

議会基本条例 条文提案用紙

会派名 (小金井をおもしろくする会)

提案条文

第 3 章 市民と議会の関係

(市民に開かれた議会)

第 5 条 議会は市民に対して情報公開を徹底し、情報の共有化に努めるとともに、説明責任を果たさなければならない。

2 議会は、本会議、委員会を原則公開とする。ただし、公開しない場合については、その理由を明らかにしなければならない。

3 議会は、あらゆる市民が傍聴しやすい環境を整えるよう努めるものとする。

4 議会は、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除き、議会活動に関する資料・文書及び保有する情報を公開しなければならない。

(市民と連携する議会)

第 6 条 議会は、公聴会制度を活用し、市民等の意見を聴取する機会の確保に努める。

2 議会は、参考人制度を積極的に活用して、市民等の専門的又は政策的学識等を聴取する機会の確保に努める。

3 議会は、議案等の審議・審査をするに当たって、必要に応じて、市民等の意見を聴く機会を設けることができる。

4 議会は、請願・陳情書を優先的に審査するものとし、請願・陳情を提出した代表者から申出があった場合は、その趣旨について陳述する機会を設けなければならない。

5 議会は、条例提案等の政策提言をするに当たって、以下のいずれかの方法で市民等の意見を聴く機会を設けなければならない。

(1) 関係者との懇談会

(2) パブリックコメント

(3) アンケート

(4) 前項掲げるもののほか、議長が必要と認めたもの

(市民に説明し対話する議会)

第 7 条 議会は、市民へ議決結果及びその論点を共有し説明責任を果たす為、議会報告会を年 1 回以上開催するものとする。

2 議会報告会に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。

(市民にわかりやすい議会)

第8条 議会は、市民にとって関わりやすく、市民が知りたい情報を容易に取得でき議会と市政に関心を持つよう、広報活動に努めなければならない。

2 議会は、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう議案に対する各議員の判断を、多様な広報手段を活用することにより公表しなければならない。

3 議会は、議会だより及びホームページをより充実させることに努め、それ以外にも情報技術の発達を踏まえた最適な広報手段を常に検討・活用しなければならない。

4 議会は、広報戦略を策定し、広報をより効果的に実行する。

5 議会は、前項に規定する活動を行うため、広報委員会を設置する。

6 広報委員会に関することは、別に定める。

条文の要旨・解説・提案理由等

第3章(旧第2章)を全体的に再整理しました。まずは「市民と議会の関係」を記す章にも関わらず、広報関係の内容が入っていないことが適切ではない為、最後の第8条に広報に関する内容を盛り込みました。

ここの章を大きく、①「市民への情報公開」②「市民の声の反映」③「市民への説明責任」④「市民に伝わる広報」というテーマに分けて内容を精査しました。

①「市民への情報公開」＝(第5条/市民に開かれた議会)では、1項を「議会は市民に対して情報公開を徹底し、情報の共有化に努めるとともに、説明責任を果たさなければならない。」とし、情報公開で市民へ情報をいかに共有するかを網羅した条文となっています。3項の「あらゆる市民」とは、障害を持つ市民、子育て中の方や普段傍聴に来れない方へ傍聴席の環境整備やインターネットを使った中継も踏まえ、傍聴しやすい環境づくりに常に取組続けることを念頭に入れたものです。4項はこれまでの条文案にはなかった文書及び資料、保有情報の公開も盛り込み、特に規定もなく情報公開から漏れている資料の公開なども必須としていければと思います。

②「市民の声の反映」＝(第6条/市民と連携する議会)は、1～3項まではたたき台から大きく変えてはいません。4項では陳情・請願をここにまとめました。「優先的に審査するものとし」という文言は、あえて市民の意見を政策提言として捉え、大切に扱っているという意味で強調してはどうか、という提案です。そして5項は、特にたたき台で記載のなかった、アンケートとパブリックコメントを懇談会を含めて手段の選択肢としてまとめ、議員の条例提案の際にはいずれかの手法で市民等の意見を必ず聞くことを前提としております。

③「市民への説明責任」＝（第7条／市民に説明し対話する議会）は、基本的には説明責任が主の目的ではありますが、それを果たす為には対話（質疑応答、意見交換的な時間を一定とること）が必要となるため、あえて「市民へ議決結果及びその論点を共有し説明責任を果たす為」という文言にしました。

最後に、④「市民に伝わる広報」＝（市民にわかりやすい議会）は、市民との関係で重要な広報に関する内容です。ここであまりツールの具体的なことばかり述べるのではなく（ツールは時代によって機能強化され発達し移り変わることが予想されますので）、基本的な議会だよりとホームページは記載しつつも、あとは広報への考え方をしっかり明記し、効果的に伝わり、わかりやすい広報をすることで市民が「議会と市政に関心を持つ」ことを重要な目標としてこの議会の中で共有すべきだと感じております。その為には、過去にどこまで議論されてきたか不明ですが、広報に関する委員会（またはそれに準ずる専門組織）の立上げと運用が必須であると思う為、「広報委員会を設置する」と記載してあります。